



玉如月来

十一

4 曾 5
34
12



門 1 曾 5
號 34
卷 12

玉後間十一の巻

此の巻は...

こぬものと思ひしやえまでしゆらう

まのもろやうと申す

くは長あけまのりおれま乃れ成るはるはる

くは乃れまきつていふふらん

告文清書世尊寺家口傳

中原康富記云嘉吉二年十月九日參世尊寺三位

行豐亭聊中風氣不及對面以子息侍從行賢申美

了自殿下多武峯御告文清書事被仰下候間書様



并文字之分量等、委可口傳之由、令申之。委細以拾遺、被示之。又侍從存知之分、被授之。御位署不可書切也。又不吉之字ハ、墨を薄く細く可書也。吉字ハ、墨黒ニ可書候。假令不吉字者、火災禍難灰燼死兵乱病此等之類也。吉字ハ、福德壽命などの字、類也。命などの字ハ、分よりと長く可書也。又よき唐墨ハ、前の日兼てよ。摺ためて置、宜也。中々わろき墨ハ、俄ニまりたてふるよ。此也。云々。筆事、ふくさ紙、ぬハ、鹿の毛、打紙ニハ、兎の毛、強紙ニハ、狸の毛。此等似合てよ。此也。と云々。御告文、高檀紙のふく

さ紙、なまは、鹿毛の筆、可宜之由、被示之。御告文ハ、一段、神事、よく可書也。云々。告文、紙ニ枚もあれ。三枚もあれ。可續也。願書ハ、續かして書也。云々。文字のほどら。明日可給之由、被諾。翌日三品書給。予先年、今上御元服、之賀表、清書事、就少内記、被仰下之間、書進之。今又可贖御告文之條、雖非無其憚佳例、難遁之故、申領掌者也。其子細、委先年受故坊城、右中辨、俊國之口傳。然、重又今日、授世尊寺三品之家説。大廟、毎事向之。謂乎。天皇御腫物、針をよめて、不

同記云、同十七日、參清史亭、禁裏御不豫、事驚入、之
由申談云、被談云、禁裏御腫物者、癰也、腫物醫師
久阿已下、一昨日十五日、始拜見之、御療養難儀、之
由申之間、自管領畠山方下、郷ト云、醫師ヲ被召進
之處、御針ヲバ、玉躰ニ憚候間、如何可仕哉、之由申
既下、郷欲退出之間、三條中納言中山中納言等談
合あつて、此事如何可然哉、云、清史同、被參候云
云、本朝針博士被置者、加樣時御用の為也、何事必
不可進針之由可申哉、所詮為、權道之間、御針不可
苦欵之由、各評定被、仍下、郷御針ヲ夕テ、イラ

スト云々、本道之醫師中ニ、當時無針之名譽、可云
道之零落欵、
諷訪の縁起繪
同記云、同十一月廿六日、參伏見殿候、宮御方御讀
大御所有御出座及御雜談、諷方縁起繪事、有次申
上候處、未被御覽之繪也、致媒介可借進之由、被仰
畢、可申試之由、申上云々、同十二月一日、諷方縁起
之繪、
可借進之由、自伏見殿被仰、諷方將監候
間、其由、予令傳仰、今日持來之間、即同道參伏見殿
件、縁起、辛櫃借進上之庭田、少將被取、繼之被悦思

食之由有仰金覆輪一振被下諏方□□件綠起外
題後光嚴院殿被遊之等持院殿每奧被載御名字
者也予去夏比於伊勢兵庫助拜見

高麗人來朝

同記云同三年五月六日肥前入道語云近日高麗人可
來朝也先々要脚被懸仰諸大名被出之也今時分
諸大名諸國役出錢不可叶之間高麗人不可被入
立京都可被追返也其間事管領畠山被存候間諸
大名一揆可被返高麗人也可為如何樣哉意
見密々談合清大外記之由語之唐船者誠不可入

日本之由有先々御沙汰欵於高麗人者既神功皇
后御退治以後來服之三韓之隨一也高麗相通者
可叶神慮也不可入之由今更被仰者可為後年煩
欵如何可被返候也所詮上古往昔來朝之貢
賦也近來有為高賣所入來也然者牒狀之文章違
上古欵古今之牒狀取集見合天就文章之咎可被
返高麗人之由外史意見欵云々六月十九日是日
高麗人參于室町殿懸御目者也當御代初度且奉
吊普廣院殿喪之由聘使也云々官人名可尋注之
其儀各乘馬也布衣著笠云々其教及五十騎許欵

云々路次作樂或馬上操之笛一人鼓一人琵琶一人
人鉦鼓一人其外吹物二人者之云々進上物牒狀
可尋注之東山雙林寺之傍景雲庵為休所云々三
條東洞院北行中御門西行室町北行參御所總門
云々供給食物事如先規十代德殿新口殿勘解被
致下行云々凡今度高麗人來朝事未付兵庫津之
以前於管領有評定其謂室町殿御幼稚時分也諸
大名國役已下無沙汰之時節也旁為無益欵之間
不可被入日本之由被仰遣之處高麗人申云非如
先商賣之料為普廣院殿御吊參洛之由候間就

其可被入欵之由諸大名等有評議遂以被入云々
普廣院殿御代永享六七年比來朝之後今度初者
也云々

三萬六千神の祭

同記云文安元年七月十二日是夜於從三位安倍
有重卿私宅三萬六千神祭在之是去月廿三日以
來彗星出現之故也といひ陰陽家ふりかゝるまぐり
祭乃りなり
田舎に神社ふりまき位階を授らるる
同記云同五年九月廿九日是日被行贈位宣下也

西宮元大於備前國奉勸請神云々件社此間有託
臣高明公於備前國奉勸請神云々件社此間有託
宣屬某村人令成崇給候間自地下有申請仁就山
科中将頭言朝臣經奏聞有勅許被行之被贈從一
位者也入夜有其儀云々云々ハ贈位の例云々云々
新小位を授多ふ了そつと又もづのりけさぬたふとけしち
きよけさるる

室町殿の判の字の事

同記云同六年四月二日後聞是日自室町殿伊勢
因幡守為御使被仰下云今月可有御判始然御判
事御名字草被書成之儀有之或又以別字被作候

儀有之以何字可被用哉可撰進之由被仰之雖然
先々此事不蒙仰欵不注置也若又記傳儒など被
撰進欵被仰合傳奏者可然欵尺亦就使可撰進之
由重可被仰下欵可有御計之由返事被申其後未
無被仰出之旨云々鹿苑院殿普廣院殿兩代者義
字也勝定院殿御判者慈字也

慈照院大將軍元服の事

同記云同月十六日是夜室町殿成十五歳御元服
云々自禁裏御大刀平被進武家傳奏相中山幸為御
使自室町殿被進内裏御礼物砂金百兩折録御叙

銀御馬 黑河毛被置鞍 等也。御使攝津掃部頭也。持

參傳奏亭傳奏請取之。被進禁裏 云々 攝津白直垂

折烏子也 云々 被進院御所之御礼物御釵銀御馬

也。又傳奏 中山宰相御馬御大刀被拜領云々 室町

殿御元服第二日也。今日椀飯畠山次郎 義白直垂

也。騎馬三騎皆白直垂也 云々 音素

和琴

同記云。同年九月十七日。大炊御門殿被仰云。和琴

天照大神岩戸出給候時。神樂器也。弓六張ヲ並テ

彈之。依之。有六絃 云々 奏之。由所

同神社の湯立 出立 神明有湯立參詣拜見

同記云。同月廿九日。栗田口。神明有湯立參詣拜見

多武峯の額乃事 額乃事 多武峯

亨德三年十二月三日。依召參殿下。被仰云。多武峯

造營候間。額事申入。殿下者也。後京極攝政御職之

時。被漆御自筆之。殿下可被漆御筆之由。雖申之。御

右筆之儀。非御能書。仰家之仁。可被書之由。被仰之

處。寺家無子細之由。申之間。可被仰世尊寺三位伊

忠卿也。為御使可罷。向之由。被仰之。額三アリ。一者

一百餘所トアリ。神前可懸也。鎮守前欵一者妙樂

寺トアリ。大講堂事也。一者聖靈院トアリ。大職冠御影安置之御廟也。云々。即向世尊寺令對面侍從三位執柄仰之趣令演說返答云。妙樂寺聖靈院額二事者可書進也。紙ニ書テ後金ニ堀テ被打板也。云々。妙樂寺之額モ是分也。神前一百餘所ト申額ハ黒キ板ニ胡粉ヲモテ白ク被書之。我身為重服中。今年四月父行豊但可為如何候哉。可有時儀候由被申此返答也。掃部頭師富於座席參會三品之縁者也。此後歸參殿下申入彼返事了。顯郷朝臣被伺候賜一盞退出。明日又可罷向之由被仰之。

雖為重服不可有憚。只可書進之由被仰之。世尊寺三品被語云。後京極攝政殿御能書之間額被遊之。雖然無御口傳之間有其咎。有後悔更有額書寫之御相兼云々。此事東鏡十云記ニ有之云々。トイリ。同記小

竟孝大僧都の事。同四年七月五日。後常光院權大僧都竟孝法師。今日卒去。年六十五云々。頓阿以來代々哥人也。殊當代興家。先年新續古今被撰之時。為和哥所閑蓋者也。而依無実子。以清水谷中將実久朝臣為養子。

令継家猶於哥道者兼無相續之仁以女子ニ衆授ヲ吾道之口傳如形殘置之云々為世為道可惜之

今日志摩此名ノ河

志摩此名ノ河也。志陽畧志ト抄小芋生浦今稱浦村釋圓位曰鳥羽以東二里有江村謂今浦本浦其本浦者芋生浦也云々此地有七絶曰不蒔麻曰不鳴蛙曰不刈蔣曰片枝梨曰石面鏡曰逆流川曰四季櫻在櫻是也或曰四季鶯也未知孰是焉伊良湖崎在伊良湖村此地者三河國渥美郡也此地去神嶋一里以近混志摩國今其海者志列之有也磯良崎在桃取村圓位曰

此嶋南突出之所曰磯良崎也欽佐堤崎謂坂手村也或曰倭姬世記所謂佐加太伎嶋者今之坂手村也

讚岐國右予芋生貢ノ河

讚岐國ノ事ハ抄ハ三野ハ抄ハ竹田村ハ尚ハ忌部ノ名ト殊勝ノ地ナリ釋迦堂ハ數ト唱ハ五社ハ大明神ト村乃氏ト和ト兼ビ此村往古貢旗竿八百本上細キ今ハ竹枯失テ跡ハ田地トなりナリ此ノ在ハ竹田村ト号ハ今ハ竹枯失テ竿八百竿ト年毎貢ス古ハ竹枯失ス臨時祭式ハ梓木千二百四十四竿トありカのハ旗竿トいフハ張るベ人ノ今ハ後ノ

しあつそ

強装束衣紋男は眉をやき鬚をともみ齒は落し事

目下書ふいふ九装束は衣紋上代をゆはり及ぶと鳥羽院乃湯
代より強き装束用候なり衣紋のゆはり事ゆはるべし上代も
皆大装束とてふくさふ強くは不潤也ゆはる鳥羽院已あは人乃
色虫とて鳥羽院已後初と強装束は衣紋を虫とて鳥羽院の不
ゆはり九彼所代已あは男眉は毛を抜き鬚をともみ金波付る
一切及未代毎夜矯飾の事也

同書小内裏仙洞小一切は食物より異名付て被召す也一向不

存者當座小迷惑さる者也

はひは供侍のやう

おるゆふ毎日三夜の供侍ハ侍先づり七種はけ二種ハ侍飯を日
に強飯を聞召る事

四是の物供侍お備へむといふ事

四是を惣て不備は強を吉野天子後村上院ハ四是を也掃らせ給ハ
を笑はしむとやゆは給合舞の後男山を侍幸給せ給ひ
まがり又吉野は奥へ還まらるせ給ひ都へも給り一日片時も入らせ
給らぬと供天馬大社の御通ふ遠りせ給ひるありと人みり
合ひ守家とこれも同書にいつり

みちねくの名取

陸奥國の事どもとある世におふ城郡小利府村といふは仙臺より原
町西三里オ八町詭ありその利府村の形はびらうる野村といふり
ぬが昔とて名取ありと村の田乃申ふ二なる田をゆひ先づして里
の百燈おまほ命ふよりて飯屋屋に古きお玉條おまぬとびり
きけむいとむぞゆゆらふの墓どもといふりまた塩竈六社大明神
仙臺より四里半ぐりありて此おまて最大社にまゝの下に塩竈
といふあり大きなる圓盆のおとこ此物の中おつゆふ潮丸お目ぐりわ
るていつゆる早おも減るておく文浩多のまりも増ておくは
おりといつちやいぬおのし海まをより三四町ぐりお好して市中名取

の上いんべの内お五つおびてありおとハおまふ一つ々海へ流る
ぞとて取を今釜が測といふことといふりまた名取川仙臺近きおま
内お申田宿と長町宿とあるおまをさすお間ありといふり又
緒絶川仙臺より南におゆくとおまをて古川宿と荒谷宿とのるお
わりの橋とあるお間を二間といふりまた橋川はどお道より一
宮宿と前澤宿とあるおまにありといふり

参入考考り退出考考声

豊系統秋が體源抄お参り音声樂春ハ春庭樂夏ハ應天樂秋ハ
万歳樂冬ハ万秋樂賀王恩太上天皇御賀用之最涼州内宴用
之波河鳥同上臣下御賀ニハ万秋樂鳥向樂再太平樂慶雲樂

高麗、顔序、退出音声、長慶子通、還城樂、行幸、還御用之、夜半
兼和御時、宗明樂、御座供養、上海青樂、南池院、船越天
 樂、急、高麗、新蘇利古、放生會御興、常武樂同、前、
 神樂の調子

同書、小平調々、金南、西音亡國音亡、神樂ハ本ハ平調、依為
 亡國音、後、成、壹越調、云々、又氣比、官神樂ハ用、盤涉調、云々

東遊乃起

同書、丙辰記云、人王七八代安閑天皇、御宇、教到六年丙辰、駿河
 宇戶、濱ふ、天人のあはれりて、舟楫、一、舟、ひ、少、周、輪、が、腰、ふ、を、や、ふ
 して、海、岩、は、春、柳、ふ、同、く、廻、雪、は、ふ、く、あ、く、つ、く、と、江、浦、乃、文

の風ふらぐりきり、或、翁、い、ま、を、ほ、ま、て、中、ふ、か、ら、と、ぬ、て、見、傳、へ、
 里、と、や、せ、ま、今、は、東、遊、と、し、公、家、の、法、社、の、秘、事、を、か、か、り、て、
 用、ひ、く、法、師、の、み、ふ、は、ぬ、ま、わ、る、を、も、ろ、く、ま、ら、ち、道、守、氏、と、て、今
 の、ま、ま、で、も、つ、ま、や、と、し、り、
 同書に、華ハ、我、れ、り、傳、々、と、ハ、仁、明、天、皇、の、御、時、ふ、遣、唐、使、の、准、判、及、掃
 部、頭、貞、敏、藤、原、武、が、娘、り、傳、々、と、云、或、は、内、務、坊、の、妓、女、命、婦、石、川、色、子、
 筑、紫、は、彦、の、山、ふ、く、て、唐、人、よ、ら、ち、は、傳、々、と、と、見、り、と、し、り、
 同書、か、ら、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、
 同書、か、ら、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、と、し、り、

くらほをそへ人不知りし可秘秘そ甲乙としかきり

琴の事

同書小和琴の事或人倍云琴佐木ハ長さ一寸八分牛角少く他る雁乃胡弓の如く時琴は葉減く入て加り作るそのらうを摸也

又和樂の調子

同書小資忠云上代と和樂ハ古調也而近來きて以壹越調為之我世にお習はるるをいひたりまはるるを異なりといふ也今思ふに此説もふれべしけき其和系ハ中平細といひて後ハむごもあつていふ我世といひては資忠といひて人の世はあながちかりやよりなり

堀川天皇神樂を多近方お傳へさせ給ふ事

同書云多近方資忠ゆきまのりてあつたふりて和樂の道を傳へざりき堀川院資忠がより先でく傳へりたり後近方を召の共して召人の中お此道傳はらるるべしとて近方をりて近衛陣おさぐりき蕨の戸のさう近く共して傳みづりておひたる但傳口つりお物をバ作せしとて師時つしてはえ作らされを彼ももなぞりきとて此道のをせりおひりおるおのづから師時候にざりき時を近方づりしるらざりきかざりいづく度もさしてせきせせおるしゆらくおひりおるおのづからきとてはちち抽をバ作きり後

乃進言也。日記ののりゆき。いふを志す。かゝるかの漢主の身子
くくもろを失へり。その身子大戸真繩。身子大友信正。身子猪
光高めて侍る。先祖衆行も。濱直也。舞一曲をきけは
先しうらぶ也。此信正又高道より長せり。なり。又彼流をくきりて
をねちち六十六代。一徳院のの時。寛弘七年。左方一者イタモ補き。授はくは。
公私乃流役をなす。いふ。元嫡流猪光近を。野田判友といひ。三男
の流則近を。辻子判友といふ。仍くは。人乃流を代呼て。野田辻子と
中へあり。

樂のその書ぞと名。天ののり。明神の打本。五月廿四日。
妙音院相國。三五要畧。北院。沙室序撰。糸管鈔。孝道。殘夜抄。孝時。

三五中録。宜陽殿竹譜。大田九撰。貞保親王南竹譜。博雅。長竹譜。大神。
惟季。懷中譜。猪光真。老尼語。猪近真。教訓抄。猪朝葛。續教訓抄。豊
原兼秋。息每譜。同作豊兼抄。同十三帖譜。祖父幸秋。新鳳祕録。同書。此
奥書にあり。

肥後國の神樂

地ホム琴ホム歌。むり。よる。世。世。代。々。と。老。婦。お。お。不。老。子。よ。の。り。と。成。お。ま。き。を
ち。い。め。ん。此。手。幣。を。も。ふ。り。と。ち。て。を。か。た。は。四。方。の。神。も。光。と。も。む。ん。
よ。き。ふ。よ。に。と。ま。き。も。ほ。ろ。け。の。日。小。む。つ。て。神。を。せ。う。せん。
節。の。父。の。つ。く。ふ。す。け。を。幣。と。し。て。ち。ち。り。お。ま。わ。る。節。を。せ。う。せん。
節。は。母。の。つ。く。ふ。す。け。を。み。ら。ぬ。む。り。お。ま。わ。る。節。を。せ。う。せん。

井せりし磯をぞまゐる阿るまぬよかいうらそほへおひさうめん
高飛タカトビ けん形んうひらの井柳うかやうに女舞おんうほ
まを山といふまどくひう程を松乃うう紫花を男まを
形きんざらみやうろふ字回きよして阿まくれをうまを極
うらうらあして五葉の松をぞおりあふ又程らぐ極本はせきよ
うははくくがうしをまをまて阿まを程へをわくおふ七本蓮
花は花ひくく南あまてのひら縁ううげは車やこまをまて
南面乃泉あによう阿るまをまをきてぬうり此殿のみやまのま
へういよううまうはあう人ふううといんせんは殿の十二乃
柱まのよううおまをまをまをまをまをまをまをまをまをまを

ら殿とまをうらつぐぬまはまの物やあまの酒殿うほま
はくうつやううやらううはほぞ井はまをうん酒殿ふ風の吹じ
あうううまを本が本演宿とまをめん酒殿う入来るまをの
ううんごおうはまを相侍せんまをううやうらおまはみぬ
おまをまをうううまを井まをうらうがまをまを日月まやうまをまをうら
西のうはつまをまを程あまおあの一まをまをきん大將軍まをまをう
まをまを南海まをまをうり一目はまをまを乃地うおうけてのまをま
やまをまをまをまをみやまの飯宿のみまを乃御徳花まのまを人の
かまをまをまの玉馬大將軍のまをまをまをまをのまをまをのまを
まを水津のまをまをまをうう後まをへて跡まをまをまを踏せん

あわすて男いふをぬよにすねあかしくより出でてしやまきより
あしほくともちりかきまほどもほくあひくかきまほども
ととあまふあてえいれよりいつきねいつくみねあわすて
むきもくまわくハえうもねまけあてねまどとあまひあまき
あまきまわり。

肥後國阿蘇神社

肥後國の阿蘇山ハ麓より三里のかりて山上かたきけきてつゆあ陽
まにあがりてあまきしじいみく火のあまきま火のもゆきこ熾多時
ふる石をとりて地のあまきまきつぎくく神社ハ心の下なる宮地村と
いふりしやまきつりあまきまをりあまき國のてし一の宮ハ健磐龍

□十 金凝神社

命の神社二の宮ハ阿蘇比咩の神社國造

□六

神社と連勝王命金凝神社ハ綏靖天皇ハ

□四

あまき海をいふ宮ハ姓ハ宇治於於

□二 宮

いふその宅ハ件のあ地村をきく

□一 宮

てあまきまをいふああまきと肥後乃

□三

人の使らし今ああ勝をかあしく唱あ

□五

恨あうけああまみうああまきへ又金凝

□七

神社を綏靖天皇と申す

□九

神社を綏靖天皇と申す

信りし形へいふああ司の姓今宇治於於いふああいふあ
てい川の代よりああ形む古事記ハ阿蘇君とああも此氏や

神祇官の坐

神祇官の坐ハ八極神の湯ミタレ靈レ冥レの焼ヤ亡レ坐レキ事

安元三年四月廿八日此火災ミツカレ。神祇官八神の湯正體焼亡レ。此
火の記録ヲ見ル。此火を樋口富小島より起リ。此
て神祇官ミタレの南。大炊の門ミタレの西中。大炊の門ミタレを今行を町とい
ぬ。此の火は失火の事。此の火は八極神の湯正體ハ。此の火を
やき。取出を。べき。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。
此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。
此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。
寺ミタレの湯ミタレ靈レ冥レの焼ヤ亡レ坐レキ事。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。
此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。此の火を焼亡ヤ。

三部の神經といふものあり。天元神變神妙經。地元神通神妙經。人元神力

神妙經ミタレといふ。みま天。星を根。命の神宣。此の神宣。後。北斗七元星宿真
君降。此の神宣。漢字ふ。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。
此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。此の神宣。

舊事大成經といふ書のものあり。

先代舊事本紀といふ書七十二卷あり。先代舊事大成經といふ。朝

とへあけよバかむことおきておめうせや。 中の上 日がやとれよ代の川竹ふ

とわ 扇ヲ左ヘトル ともゆくまゑのふらう形かまやとんらう形くくくくや。

扇ヲ左トリテ 末 うあてふる 殖てけまはまかきの竹の シホル 生うけの竹のくく

ぬ 扇ヲ左トリテ およふいやとまらふ代ハくく ぬのそぞみむぞみむく 扇ヲ左トリテ 第

こむわふ代くく ぬのそぞくむくく

上つ代かも一種の文字をきんといふ

ちうきては或書かいつハ以理推之上古必應有一種文字不

則其事莫由傳焉盖文史之興在履中天皇時乎神武至

履中既歴數百載其間政事沿革至上下譜系言語歌謠

既繁且多况閑闕以降恐非口傳所堪矣

ともしみ然あへきくねとともくさハけいふ文字はつういあういてあ
の事をそとふゆいあふそれんをむくあうくく文をわうりそハ文さ
てうハくくそあいのわうねものむをきむさ様をわく上つ代の人
り此記をききせくくきよハくりてくくしねべきし

今昔物語ふ今ハじうむえの山の世動ふ義信阿耨梨といひ

傍縁をこのしてきと縁の上よし第えかありくくくくやうねきども

いふ一帯ふうれくくふくちねえねくくびんくくさかきくくくくりあし

同書ふ今ハむく徳西く住く人あきねいのくくあ人如一獲ふ

〇あつれま十一

〇下五

のむごいしう用やふしよりよにたさのさあしハ一してそのまきざ
まはよにわしき波つたてねぶまてハ及ばざりきんをやうくふ
宗むろくかきねしひて事ハぬまふ書ふぬはよりしつりさ
もはぶさるふふそちりきむき原氏相持つらりし了らハ此候
字出本中しむいしうもまかぬわどなることれハふやうくふあ
しんふへふかきいつる人乃ぞてくべきあらあしし

古事記傳の六の老ふ入なきさう

古事記の伊邪那岐命の伊禰の修ミツギ生ナリ出イデ坐イデ臥イデ神イデと云ハ十
福イカツ津イカツ日イカツ神イカツより須佐之男命イカツ中イカツて合イカツせて十イカツ四イカツ柱イカツあり候十イカツ柱イカツとあ
りていつも此本も同ト云しハ四の字の脱イカツうイカツつイカツと思へど

ゆりハわしげ延佳本おのそ十四柱とあるハはうしうらふ四の字ハ
補ひしうしこの十柱と記さるハ三柱の綿津見神を一柱と
三柱乃筒之男神をとも一柱とて計カへしう教ありかくさる
かぞへしうとらひ乃係上かもさして傳の五の老は六十二のしうふ
いしうかぬし考へ合はるし物とをあの老傳ハ何の心もなく延
佳本によりて十四柱とあるハハはうりき候十柱とある
ふぞあさぐあべきしうれしうも傳よりいふべしうをいさる
ゆえりしうふあり

皇國は孝者のあやしめ癡

まべて何事もあのがふ乃ふとふしあさぐあべしうを候とて地

の西はこゝにふまゝにうべまふはわらざるをわたりて他の地のあふま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
きこしおがしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
つひ漢文よりハ漢も唐もかくぞをまのあをわらざるま
たしとわしとして中華中まをどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
を又中華中國をどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
し震旦支那をどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま

くしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
きこしおがしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
つひ漢文よりハ漢も唐もかくぞをまのあをわらざるま
たしとわしとして中華中まをどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
を又中華中國をどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま
し震旦支那をどしつをわかしこき見ざるま
りかまをかしこき見ざるしてをま乃とふまゝにうべまははくたるま

て何れもあつてぬ釋字波、大事と守りて用ゐるいとくはるる
思ふてふてあはれと例の他むれふあつてふをかこきまゝに
けしむ、何やうきまゝのらせりらる。

美紫の女、安礼衛といふ例

美紫一の女、藤原之大官都加倍安礼衛哉、處女之友者
之吉、召賀聞こもや、哉字ハ武の得こ、此字おほむる例、こも
のこあり、まゝは、田中、まゝ、召賀、之吉、召賀聞をほむるこも
のこあり、まゝは、又六のまゝ、まゝ、八十年、安礼衛之
天下所知、食跡云く、この二の安礼衛といふ、安礼ハ類
聚國史ハ、天長八年十二月、替賀茂、齋内親王、其辞、曰、云

云、皇大神乃阿礼乎止賣、尔内親王齡毛云、代尔時子
女王乎、ト食定、豆進狀乎云、三代実録、此ハ、貞觀十

九年二月廿四日、賀茂、神社齋内親王を定、是給へ、告文
み、敦子内親王乎、ト定、天阿礼乎、度、女ハ進狀乎云、こも
あ、ハ、賀茂の、齋内親王乎、阿礼乎、止、女、ト、中、せ、ふ、て、ハ、阿礼、ト
同、く、て、奉、仕、居、び、い、つ、る、こ、も、賀茂の、系、子、阿礼、ト、い、ふ、も、奉、仕、
居、る、べ、し、衝、ハ、御、功、紀、ハ、撞、賢、木、嚴、之、御、魂、ト、あ、る、撞、ト、
同、く、て、伊、都、伎、の、伊、を、省、き、る、こ、も、り、は、こ、も、バ、安、礼、衛、武、處、女、ハ、
義、系、ま、あ、り、持、統、天、皇、ハ、奉、仕、い、つ、き、ま、つ、る、女、官、居、い、つ、る、こ、も、
の、阿、礼、乎、止、女、ト、思、ひ、合、を、こ、も、友、ハ、ま、あ、り、こ、も、之、ハ、う、や、は、し

き。物も小此多代生^{パレツク}継と解^{ツク}する。ハいみじにむかひに生^{パレツク}継といふと此より^{ツク}なり。且^{ツク}継と衝^{ツク}とハ久^{ツク}の信^{ツク}留も異^{ツク}なるをいふに借^{ツク}用ひて^{ツク}さす^{ツク}の^{ツク}を^{ツク}ぬ^{ツク}ハ天^{ツク}下^{ツク}所^{ツク}知^{ツク}食^{ツク}とつ^{ツク}ま^{ツク}し^{ツク}の^{ツク}を^{ツク}此^{ツク}天^{ツク}皇^{ツク}の^{ツク}由^{ツク}入^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}成^{ツク}せ^{ツク}は^{ツク}不^{ツク}成^{ツク}也^{ツク}ハ一^{ツク}の^{ツク}卷^{ツク}形^{ツク}を^{ツク}思^{ツク}ふ^{ツク}天^{ツク}皇^{ツク}は^{ツク}人^{ツク}の^{ツク}す^{ツク}小^{ツク}中^{ツク}に^{ツク}比^{ツク}べき^{ツク}を^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}ぬ^{ツク}が^{ツク}あ^{ツク}づ^{ツク}久^{ツク}き^{ツク}人^{ツク}の^{ツク}う^{ツク}へ^{ツク}を^{ツク}い^{ツク}へ^{ツク}る^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ千^{ツク}年^{ツク}毎^{ツク}でも^{ツク}百^{ツク}官^{ツク}奉^{ツク}仕^{ツク}い^{ツク}つ^{ツク}き^{ツク}毎^{ツク}の^{ツク}天^{ツク}下^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}し^{ツク}を^{ツク}さ^{ツク}じ^{ツク}とい^{ツク}ふ^{ツク}も^{ツク}ふ^{ツク}や^{ツク}を^{ツク}衝^{ツク}之^{ツク}ハ^{ツク}都^{ツク}伎^{ツク}を^{ツク}送^{ツク}り^{ツク}又^{ツク}あ^{ツク}も^{ツク}ふ^{ツク}之^{ツク}字^{ツク}ハ^{ツク}足^{ツク}も^{ツク}ハ^{ツク}衣^{ツク}也^{ツク}と^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}は^{ツク}後^{ツク}を^{ツク}い^{ツク}ふ^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}ハ^{ツク}天^{ツク}皇^{ツク}は^{ツク}人^{ツク}の^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}ハ^{ツク}百^{ツク}官^{ツク}の^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}は^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}と^{ツク}い^{ツク}ふ^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}

新葉集^{ニハヤ}の^{ツク}よ^{ツク}む^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}を^{ツク}い^{ツク}ふ^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}新^{ツク}葉^{ツク}集^{ツク}は^{ツク}本^{ツク}に^{ツク}ハ^{ツク}改^{ツク}題^{ツク}也^{ツク}と^{ツク}い^{ツク}ふ^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}近^{ツク}き^{ツク}世^{ツク}は^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}ハ^{ツク}信^{ツク}ず^{ツク}も^{ツク}あ^{ツク}ら^{ツク}じ^{ツク}の^{ツク}事^{ツク}也^{ツク}

やふれはらりおふくまはあも。まふふきまふく。おひひまふく。人き千
あは中あも。者がさう。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。

古今著聞集にゆきま上も。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。

刀目貫といふ也

拾遺集の神宗あふ。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。

あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。

あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。
あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。あきまふく。

へ家おのづから思ひてし又詭言わくあはれよくありしうらむお
ても何のきつしきこころむらむかやうの詭言いむし
今もまゝにわすれしうらむあはれよく思ひてあはれをむが
おとねのこころをよわきもねを此人のけふよりして議を
止らざらばしきこころもあはれよく思ひてあはれをむが
いふいふありしうらむあはれよく思ひてあはれをむが

弘法大師のまゝに思ひてあはれよく思ひてあはれをむが

あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが

あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが
あはれよく思ひてあはれよく思ひてあはれをむが

もそまひのるはいつそあふそらりあそがごごもあそら
ゆるぞうぬかりきとら

ゆるびりかき

浴して着衣衣を俗にゆるるといふは今日御後玉はるる
おゆくとびりとつくとあがりはるふといふとびりとハ今日
そふそ布衣衣をといへどもとふとつとる裏あく一きあ物を何
うほとあびりとはいふ

源氏長者

西宮記より定源氏爵事王卿中以觸弘仁御後人為長者
重明親王参議等是也彼時上薦源氏公卿とる

等卿ももより弘仁の御後より重明親王ハ延喜は御子
おもまれば御母を融大尼の御孫昇大納言の御女おとす
弘仁の御後より觸とる

八丈絹

神鳳抄お徳玉の御厨より大祓お奉承物乃中ハ八丈絹幾正と
つとておとくそとるまを此絹つとてあつとる色知し伊豆の
きあハ八丈が絹といふもむり此絹を織出せしよと嶋の名も
あつとるおとくかくて今日世ハ八丈といふそこの絹より織出
ハ八丈といふとぬ人あつとるハまもあつとるむり又あつ
今の八丈とるあつとる右の八丈絹といふべしそハまもあつとる

Handwritten text in a cursive script, possibly a historical document or manuscript, enclosed in a rectangular border. The text is written in a dark ink on aged paper. The script is highly stylized and difficult to decipher, but appears to be a form of historical shorthand or a specific dialect. The text is arranged in approximately 12 lines, with some lines starting with a small symbol or initial. The overall appearance is that of a personal or official record from a past era.

